

海峡兩岸・太極拳の世界

山 本 賢 二*

1. はじめに

海峡兩岸は中國大陸の中華人民共和國（以下中国）と台湾の中華民國（以下台湾）の二つの政權が対峙しています。周知のように、前者は中国共産党一党独裁の権威主義体制にあり、後者は多党制の民主主義体制にあります。台湾において2024年1月13日に行われた総統選挙は同地における民主主義を象徴するもので、民進党の賴清徳候補が558万6019票（40.1%）を獲得し、国民党侯友宜467万1021票（33.5%）と民衆党柯文哲369万0466票（26.5%）の両候補を退け当選しました。一方、中国においては近年「習近平同志を核心とする党中央」の中国共産「党が全てを指導する」ことが強調されているのと好対照をなすものです。当面の海峡兩岸のメディア環境も中国と台湾のこうした異なる政治体制が反映されたものとなります。政治体制は異なるものの、中国と台湾はその主流民族である漢族については、基本的に言語（本誌「2022海外研究動向 海峡兩岸・中国語の世界」（2023.3）参照）をはじめとする文化事象は共通しています。筆者はかつて「メディアとしての太極拳」（本誌13号2019.9）の中で、太極拳のメディア性について論じ、太極拳には「健身、武術、競技、資格、文化」の五つの情報が備わっていると指摘したことがありますが、中国由来のその太極拳は台湾においては中華民國政府の台湾接收、台北遷都によって伝えられたものです。そこから台湾の太極拳受容が始まり、現在では中国と共有する一つの文化メディアになっています。もとより、言語と同様に、太極拳も「階級性」をもつものではありませんが、政治的に対立するなどの特異な状況の下では、組織や人がそれに意味付けをして、利用する傾向も生まれます。

当面の海峡兩岸の対立は「党が全てを指導する」中国によって太極拳も「中国統一」を実現するための一つの「道具」として使われていることを否定できません。ここでは海峡兩岸を結ぶ一つの文化メディアとして太極拳を取り上げ、中台関係を考えてみます。

2. 「党が全てを指導する」

2012年11月17日、中国共産党中央委員会総書記に選出された習近平は第18期中央政治局第1回集団学習を主宰した際、「党政军民学，东西南北中，党是领导一切的」（党政軍民学、東西南北中、党が全てを指導するものである。）と強調しました。そして、それは2017年10月18日の中国共産党第19回全国代表大会の「決勝全面建成小康社会—夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」（小康社会を全面的に築き上げる決戦に勝利しよう—新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう）と題した報告の中で「各项工作中全面准确贯彻落实」（諸活動の中で全面的に正確に貫

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

き実行する。) べきもののトップに「(一) 坚持党对一切工作的领导。党政军民学, 东西南北中, 党是领导一切的。」((一) すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党が全てを指導するものである。) が置かれました。

この「党が全てを指導する」という表現は習の独創ではなく、毛沢東時代に遡ることができます。毛沢東は1962年1月30日、当時の中央委員会主席として拡大中央活動会議の席上「工、農、商、学、兵、政、党这七个方面, 党是领导一切的。」(工、農、商、学、兵、政、党という七分野は、党が全てを指導するものである。) と指摘するとともに、1973年12月には政治局会議において「政治局是管全部的, 党政军民学、东西南北中。」(政治局は党政軍民学、東西南北中、全部を管理するものである。) と語っています。

もとより、中国共産党一党独裁の政治体制下にある中国において、「党が全てを指導する」ことは「常識」であって、わざわざそれを強調する必要もないかと思われそうですが、40年以上前のこうした表現の復活は中国共産党の組織原則である民主集中制の頂点にある総書記への忠誠を全党員に求める必要があったからであろうと考えられます。それは「以习近平同志为核心的党中央」(習近平同志を核心とする党中央) という表現にも表れています。

そして、その十九全大会報告は海峡対岸の台湾に対する政策について、次のように明記しています。

・・・・・・・・・・

「(十二) 坚持“一国两制”和推进祖国统一。保持香港、澳门长期繁荣稳定, 实现祖国完全统一, 是实现中华民族伟大复兴的必然要求。必须把维护中央对香港、澳门特别行政区全面管治权和保障特别行政区高度自治权有机结合起来, 确保“一国两制”方针不会变、不动摇, 确保“一国两制”实践不变形、不走样。必须坚持一个中国原则, 坚持“九二共识”, 推动两岸关系和平发展, 深化两岸经济合作和文化往来, 推动两岸同胞共同反对一切分裂国家的活动, 共同为实现中华民族伟大复兴而奋斗。」(「(十二)『一国二制度』堅持と祖国統一推進。香港、マカオの長期にわたる繁栄と安定を保持し、祖国の完全な統一を実現することは、中華民族の偉大な復興を実現するうえでの必然的要求である。香港、マカオ特別行政区に対する中央の全面的管理統治権を擁護することを特別行政区の高度の自治権と有機的に結び付けなければならず、『一国二制度』の方針を変えず、揺るがせにしないことを確保し、『一国二制度』の実践を形を変えず、歪ませないことを確保しなければならない。一つの中国の原則を堅持し、『92コンセンサス』を堅持し、兩岸関係の平和的發展を推進し、兩岸の經濟協力と文化往來を深化させ、兩岸同胞が共に国家を分裂させるあらゆる活動に反対し、共に中華民族の偉大な復興を実現するため奮闘することを推進しなければならない。))。

・・・・・・・・・・

これからも明らかなように台湾との関係において、「文化往来」は「經濟協力」と並んで、「一つの中国」を実現するための手段なのです。ですから、太極拳を媒介とする「文化往来」は中国にとっては「党が全てを指導する」政治でもあり、「一つの中国」を実現するための構成部分なのです。

なお、この19全大会の5年後の2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会の「高举中国特色社会主义伟大旗帜为全面建设社会主义现代化国家而团结奋斗」(中国の特色ある社会主義

の偉大な旗印を掲げて、社会主義の現代化された国家を全面的に建設するために奮闘しよう」と題する報告には「党が全てを指導する」という表現が無くなり、それに代わって「全面加强党的领导」（全面的に党の指導を強化する）の中で「坚决维护党中央权威和集中统一领导，把党的领导落实到党和国家事业各领域各方面各环节，使党始终成为风雨来袭时全体人民最可靠的主心骨，确保我国社会主义现代化建设正确方向，确保拥有团结奋斗的强大政治凝聚力、发展自信心，集聚起万众一心、共克时艰的磅礴力量。」（断固として党中央の権威と集中統一した指導を擁護し、党の指導を党と国家事業の諸領域諸方面の各部分名根付かせ、終始党を風雨が襲来したときの全人民の頼りになる屋台骨にし、我が国の社会主義現代化建設の正しい方向を確保し、団結奮闘する強大な政治的求心力を備え、自信を発展させ、万民が心をつにし、困難を共に克服する大きな力を備えることを確保しなければならない。）と呼び掛けられています。これは19全大会から20全大会までの5年間に、党内において習の権力が確立したことを示すものです。

また、台湾問題については、同「報告」は香港マカオにおいて「港人治港」（香港人による香港統治）、「澳人治澳」（マカオ人によるマカオ統治）という「方針」の下で、「爱国者治港」（爱国者による香港統治）、「爱国者治澳」（爱国者によるマカオ統治）政策を実行する中で「一国二制度」を「長期に堅持」していくとした後、「解决台湾问题、实现祖国完全统一，是党矢志不渝的历史任务」（台湾問題を解決し、祖国統一を実現することは、党の変わらぬ意志の歴史的任務である）とした上で、「“和平统一、一国两制”方针是实现两岸统一的最佳方式，对两岸同胞和中华民族最有利。」（『平和統一、一国二制度』の方針は兩岸統一を実現するうえでの最もよい方式であり、兩岸同胞と中華民族にとって最も有益である。）とし、当面の政策を「我们坚持一个中国原则和“九二共识”，在此基础上，推进同台湾各党派、各界别、各阶层人士就两岸关系和国家统一开展广泛深入协商，共同推动两岸关系和平发展、推进祖国和平统一进程。我们坚持团结广大台湾同胞，坚定支持岛内爱国统一力量，共同把握历史大势，坚守民族大义，坚定反“独”促统。伟大祖国永远是所有爱国统一力量的坚强后盾！」（我々是一个の中国の原則と『9.2コンセンサス』を堅持し、この基礎に立って、台湾の各党派、各界別、各階層の人々と兩岸関係と国家統一について幅広く深く掘り下げた話し合いを推進し、共に兩岸関係の平和的發展を推し進すすめ、祖国統一の進展を推進する。われわれは断固として広範な台湾同胞と団結して、確固として島内の愛国統一勢力を支持し、共に歴史の大勢をつかみ、民族の大義を堅守し、確固として『独』立に反対統一を促す。偉大な祖国は永遠にすべての愛国統一勢力の強力な後ろ盾である。）としています。そして、その一環として「两岸同胞血脉相连，是血浓于水的一家人。我们始终尊重、关爱、造福台湾同胞，继续致力于促进两岸经济文化交流合作，深化两岸各领域融合发展，完善增进台湾同胞福祉的制度和政策，推动两岸共同弘扬中华文化，促进两岸同胞心灵契合。」（兩岸同胞は血のつながりがあり、血は水より濃い一家の者である。われわれは終始台湾同胞を尊重し、関心を寄せ、幸せをもたらそうとしており、引き続き兩岸の経済文化交流協力を促進し、兩岸の諸領域の融合發展を深化させ、台湾同胞の福祉を増進する制度と政策を完備し、兩岸がともに中華文化を発揚することを推進し、兩岸同胞が心を繋ぎ合うことを促進することにより力を尽くす。）と指摘し、「経済文化交流協力」を統一実現のための一つのルートとしています。そして、そのために「台湾是中国的台湾。解决台湾问题是中国人自己的事，要由中国人来决定。」（台湾は中国の台湾である。台湾問題解決は中国人自身の事柄であり、中国人によって決定されなければならない。）と強調し、「平和統一」を目指す、「但决不承诺放弃

使用武力、保留采取一切必要措施の选项,」(しかし武力使用を放棄することは承諾せず、あらゆる必要な措置を講じる選択肢を留保する。)と「外部勢力の干渉」や「分離活動」があった場合の武力使用を含めた「あらゆる必要な措置」を採ることを明言しています。

3. 中国における太極拳の無形文化遺産化

河南省焦作市において中国で初めての太極拳に関する法令となる「焦作市太極拳保護和发展条例」(焦作市太極拳保護及び發展条例)(原文全文後掲)が2023年12月17日施行されました。その「第四条」に「太極拳保護和发展应当坚持中国共产党的领导, 遵循政府主导、社会参与、保护为主、合理利用、开放包容、守正创新的原则。」(太極拳の保護及び發展は中国共産党の指導を堅持し、政府が主導し、社会が参与し、保護を主とし、合理的に利用し、開放包摂、守正創新の原則を遵守すべきものとする。)とあるように、「中国共産党の指導」が明記されています。この「条例」はその他の地方で同種の法令がつくられる際、一つの「雛形」となり、「太極拳の保護及び發展」に「中国共産党の指導」を「堅持」するという表現が入ることになります。「党が全てを指導する」の法令化です。

そして、この法令は無形文化遺産としての太極拳を「保護」、「發展」させるための「条例」です。この「条例」の「第二条」に「本条例所称太极拳, 是指形成于焦作市温县陈家沟村, 已列入人类非物质文化遗产代表作名录, 基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念, 以中正圆活为运动特征的传统体育实践。」(本条例の称する太極拳とは、焦作市温県陳家溝村で形成され、人類の無形文化遺産の代表作リストに既に登録された、陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践を指す)とあるように同「条例」が「保護」、「發展」させる対象としている太極拳は陳式太極拳を指しています。また、太極拳に対して、同「条例」は「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」という定義を行っています。

ここにあるように、太極拳は2020年12月17日にユネスコの「世界無形文化遺産代表作リスト」に登録されています。「武術太極拳連盟」公式サイトにアップされたその発表内容の日本語訳は次のようになっています。

・・・・・・・・・・

[ユネスコの発表より翻訳] 中国 - 太極拳

中国の「太極拳」は「世界無形文化遺産代表作リスト」に登録されたことを決定しました。太極拳は陰陽循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいて、中正円活を特徴とする伝統スポーツであります。太極拳は精神修練と呼吸調整を重視し、練習を通じて体を鍛える目的を達成します。太極拳は17世紀中期に中国中部の河南省に起源し、現在は全国に広く普及されています。道家、儒家の思想と漢方医学の理論の影響を受けて、すでに多くの流派が生まれました。

(<https://www.jwtf.or.jp/news/post20210102.html>)

・・・・・・・・・・

これから分かるように、上記「条例」の「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」とする太極拳の定義はこのユネスコの発

表内容と合致します。とすれば、これは国際的に認知され、中国も受け容れた無形文化遺産としての太極拳の基本的定義といえるでしょう。

この「条例」の制定は2006年に太極拳（楊式太極拳、陳式太極拳）が国家級無形文化遺産リストに登録されたことから始まる中国における太極拳の無形文化遺産化の延長線上にあります。この間、国家級無形文化遺産リストには2008年に武式太極拳、2014年に呉式太極拳、李式太極拳、王其和太極拳、和式太極拳が登録されています。

こうした太極拳の無形文化遺産化の大きな流れと同時に、従来からの「健身」化も進んでいます。2016年10月に公表された「《“健康中国2030”规划纲要》」（『健康中国2030』規劃綱要）は「大力发展群众喜闻乐见的运动项目，鼓励开发适合不同人群、不同地域特点的特色运动项目，扶持推广太极拳、健身气功等民族民俗民间传统运动项目。」（大衆が喜ぶ運動種目を大いに発展させ、異なる人の集まり、異なる地域の特徴に合致した特色ある運動種目を開発するよう励まし、太極拳、健身気功などの民族民俗民間伝統運動種目の普及を助ける）（新华社北京2016年10月25日电）としています。

太極拳の「健身」化については毛沢東の「1960年毛泽东在中共中央关于卫生工作的指示」（1960年中共中央の衛生活動に関する指示）とされる「凡能做到的，都要提倡。做体操，打球类，跑跑步，爬山，游泳，打太极拳及各种各色的体育运动」（できるものであれば、体操をしたり、球技類を行ったり、走ったり、山に登ったり、水泳をしたり、太極拳をやったり、さまざまなスポーツ運動など、すべて提唱しなければならない。）が1969年に人民日報に掲載されたことで「文革时期，太极拳被列为“牛鬼蛇神”」（文革期、太極拳は『妖怪変化』に列せられていた）中で陳家溝の太極拳が救われた。）（哈尔滨市太极拳协会宣传部「毛泽东主席提倡打太极拳」2011-04-25）ともいわれるなど、その「指示」は絶大な影響力をもっていました。毛のこうした「指示」が太極拳の「健身」化を促進したものと考えられます。余談になりますが、毛沢東夫人の江青も太極拳を学んでいたことが明らかになっています。こうした「健身」化された太極拳の代表が1960年以前に制定された簡化24式太極拳であり、台湾においても公園で24式をやっている人たちがいます。

さらに、無形文化遺産化と相反するような太極拳の競技化の方向もあります。それは早くに武術とともにアジア大会の「正式種目」（1990年北京市開催「第11回アジア競技大会」）となり、国際的にはアジアのレベルにまで到達しています。しかし、この競技化は2008年の北京五輪において「正式種目」として認められなかったばかりでなく、直近の2020東京五輪、2024パリ五輪にも「正式種目」に採用されず、関係者の「念願」は依然として実現していないのが現状です。これに「中華台北」（Chinese Taipei）名義で参加する台湾の選手は中国が中心となって制定された42式総合太極拳をはじめとする各種目にエントリーし、その技を競い合っています。ちなみに、国際競技に参加する際の台湾の呼称「Chinese Taipei」はこの「中華台北」が台湾の中国語訳で、中国は「中国台北」としています。これは「一つの中国」をめぐる対立する中台の妥協の産物です。

こうした太極拳の国際競技化の遅滞は逆に太極拳を無形文化遺産化の方向に導き、2020年にユネスコの「世界無形文化遺産代表作リスト」への登録が実現したともいえ、文化の領域で競技より先に国際的に認知されたともいえるでしょう。もちろん、これは筆者の指摘するメディアとしての太極拳が備える「健身、武術、競技、資格、文化」の五つの情報の中の二つに該当するものであり、矛盾するものでもありません。

4. 太極拳の中台交流

コロナ禍に見舞われた2022年9月、中台はネット上で太極拳交流を行ないました。「2022河北文化寶島暨楊氏太極拳系列交流會」が河北省人民政府台灣事務辦公室、台灣中華全球洪門聯盟の共同主催で河北邯鄲市和台灣高雄市兩個網絡聯線會場の二会場を設定し、中台300余名が太極拳を披露し、延べ人数100万人がアクセスしたとされています。そのテーマは「兩岸一家，太極同源」（兩岸は一つの家であり、太極は源を同じくしている）であり、中台が一体であることを強調したものとなっています。この活動を主催したのは台湾側が民間団体であるのに対し、中国側は政府機関であることから分かるように「党が全てを指導する」中国共産党の意志が反映したものとなっています。

(<https://scdaily.com/post/42769>)

また、翌2023年8月に中国河北省石家莊市で開催された「冀台传统武术交流系列活动暨第五届冀台太极拳交流会」（河北台湾伝統武術交流シリーズ活動及び第五回河北台湾太極拳交流会）には台湾から多数の太極拳愛好家が中国に渡り、直接交流しました。

「本届活动由河北省人民政府台湾事务办公室、河北省体育局主办，河北省武术协会、台湾中华全球洪门联盟、高雄市海峡两岸太极拳交流协会承办。」（今回の活動は河北人民政府台灣事務辦公室、河北省体育局が主催し、河北武術協會、台灣中華全球洪門連盟、高雄市海峽兩岸太極拳交流協會が引き受ける）という形式で行われました。「主催」者が「河北人民政府台灣事務辦公室、河北省体育局」であることは開催に当たっての費用が中国政府から出ていることを示しています。そして、開会式の垂れ幕には「冀台传统武术交流系列活动暨第五届冀台太极拳交流会」とともに「中华文化两岸同源」（中華文化 兩岸同源）と書かれてあり、文化の同一性が強調されていました。

(<https://www.chinanews.com.cn/gn/2023/08-16/10062272.shtml>)

以上、2例ですが、このように中台の太極拳交流は中国にとっては政府が支援する「一つの中国」を宣伝する文化交流の場となっているのです。中国共産党の意志を政府という国家機器を通じて実現するという中国の政治体制を考えると、太極拳が政治利用されている例証といえるでしょう。もちろん、台湾からの参加者は当然それを認める立場にあるといえます。そして、それはその参加者の「行動の自由」は台湾の民主主義制度によって守られている反映でもあるのです。

5. 台湾における太極拳

中華民國政府が中國大陸にあった時、1927年3月24日、首都南京に「国術研究館」を設置、翌1928年6月に「中央国術館」と改称し、「武術を主管する国民政府の中央行政機関」（劉波『台灣武術四百年發展史』逸文武術文化有限公司2011.1）にして、各地にも国術館をつくり、太極拳を含む武術を「国術」として振興してきました。九十九勢太極拳（双辺太極拳）を創始し、この太極拳を台湾の地に根付かせた陳津嶺（1891-1967）は中央國術館副館長、河南省國術館館長でありました。この陳は1917年に国民党の黨員となり、1934年には漢口市党部主委、翌1935年には国民党第五期中央執行委員に当選するなど中国国民党と共に国民革命の道を歩んできました。志し半ばで政府とともに1949年に台湾に入った陳は「光復大陸設計委員会台中区」副主任、主任を歴任するとともに、「中華国術進修会」を設立し、その理事長にもなり、「国術」の振興に努めました。自らつくった

九十九勢太極拳は1957年9月に設立した九九健身會を通じて台湾に広めました。そして、陳は晩年、北京大学で学んだ「土木工程」（土木工学）と関係実務に従事してきた経験を活かし、1961年に台中において「逢甲工商学院」を創建し、初代学長になりもしましたが、1967年4月に逝去しました。そして、陳が託された「国術」教材の編集は未完となり、その成果はわずかに九十九勢太極拳を彼の写真入りで詳解した『中華國術太極拳教材』（眞善美出版社、1974）などを残すだけとなりました。

台湾における太極拳受容の初期、こうした陳の太極拳とともに、中華民国政府とともに渡台した所謂「外省人」がさまざまな太極拳を台湾にもたらしました。楊澄甫の高弟であった鄭曼青（1902-1975）は楊式太極拳を37式に改編し、広く台湾に普及させました。彼の門下には黃性賢（1910-1992）らがいて東南アジアの華人圏にこの太極拳を伝えました。また、楊澄甫の弟子の呂殿臣に楊式太極拳を学んだ王子和（1913-2003）は台湾師範大学教授の傍ら伝統的楊式太極拳（108式）を教えました。その門下には後に同じく台湾師範大学の教授になる鄧時海らがいます。また、王延年（1914-2008）は1954年に国防部を退役した後、楊澄甫の弟子張欽霖の下で習得した「楊家秘伝老架」太極拳を台湾で教え始めるとともに、その継承者を育てました。この間、王は「中國太極拳學術研究會」常務理事・教練委員主任委員、「中華民國太極拳協會」第五期理事長などを歴任するとともに、1995年には「中華民國楊家太極拳協會」を設立、第一、二期理事長を務めました。現在も南部を中心にこの太極拳を学ぶ人は少なくありません。

さらに、杜毓澤（1897-1990）は台湾に陳式太極拳、忽雷太極拳を伝えました。彼の陳延熙系統の陳式太極拳は八極拳を継承した劉雲樵（1909-1992）が1971年6月に設立した武学研究社（後に武壇国術推广中心に改編）の所謂「武壇」の徐紀らにも継承され、松田隆智を通じて日本にも伝えられました。また、王樹金（1905-1981）は台中に「誠明国術館」を開設し、誠明太極拳などを教えると同時に、何度となく来日し、太極拳を教えました。彼に太極拳を学んだ日本人は少なくないでしょう。

この時期、忘れてはならないのが呉文忠（1911-2006）の功績でしょう。呉は「中央国術館」が開設した「体育専科学校」を卒業し、日本に留学、修士号を取得、帰国後、国立中山大学体育学系などで教鞭を執ったのち、1949年に政府とともに渡台、台湾師範大学の教授となり、台湾で初めての「体育研究所」開設に尽力しました。この間、教育部体育司『中國武術史料集刊』（第一集1974.1、第二集1975.9、第三集1976.10、第四集1979.6、第五集1980.6）などに論文を発表するなど「国術」の学術研究に貢献しました。

この呉の「国術」研究に関する寄与を知った後、私事ですが、筆者が台湾師範大学に留学していた時（1968-69）、（呉文忠教授・体育系主任が）外省人（北京人）であるにもかかわらず、日本人の私に温かく接してくれたことを思い出すと同時に、当時に戻れるならば質問したいことが沢山あったのにと残念な気持ちになりました。そして、これも偶然なのですが、呉が卒業した「中央国術館体育専科学校」の一期生に蔣玉堃（1913—1986）がいます。筆者がかつて南京で学んだ「楊氏大功架43式太極拳」は蔣が楊式の伝統拳を簡略化した太極拳で南京に伝えた伝統套路だったのです。

なお、台湾における太極拳を統括する組織としては1956年につくられた「中美經濟文化協會太極

拳委員會」を前身とし、「中國太極拳學術研究會」、「中華民國太極拳協會」の改称を経て、内政部に登録された現在の「中華民國太極拳總會」に至る組織があり、台湾における太極拳普及の中心になっています。下記がその詳しい設立経緯（筆者報告「太極拳のメディア性の研究」）です。

・・・・・・・・・・・・・・・・

1946年、上海の致柔拳社陳微明の弟子謝鏡湖と周敏益が上海から台湾に戻り、新竹で太極拳を教授した。その後、1948年には陳微明が直接台湾に来て指導と演武を行い、太極拳発展の基礎を築いた。1949年、戚靜之、王延年、施丞志らが台北の新公園、圓山などで太極拳を教授した。1950年は台湾において太極拳の種が播かれた時期であり、次の各氏が台湾全土で太極拳を教授した。

鄭曼青、郭連蔭、張詳三、潘詠周、盧鴻賓、居浩、孫慶堂、常東昇、陳泮嶺、高芳先、王鶴林、杜毓澤、傅淑雲、李元智、朱玖瑩、倪清和、彭其樸、杜鍵堂、熊養和

1956年には鄭曼青、梁寒操、韓振声らは共同で「中美經濟文化協會太極拳委員会」を設立、台南では徐積成が「中美經濟文化協會太極拳委員会台南市支会」をつくった。1960年になると、鄭曼青は台北で「中国太極拳俱樂部」も設立した。

1966年、「中美經濟文化協會太極拳委員会」主任委員の韓振声は全国規模の太極拳組織創立を呼び掛け、「中国太極拳學術研究会」と命名した。1975年、中華民國体育協進会のスポーツ団体会員に加入するため、「中華民國太極拳協會」という名前に変更し、内政部に登録、1993年の中華民國体育協進会の改組に伴い、「中華民國太極拳總會」と名称を変更し、内政部に承認を受け、今日に至っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・

以上が台湾における太極拳受容の前段だとすると、中台の交流が始まり、台湾から自由に中国に行き、中国で太極拳を学べる環境の中で、中国から新しい太極拳が持ち込まれるようになった時代に入ったことを次の段階の出発点と位置付けることができるでしょう。それは、台湾における中国国民党独裁という権威主義が崩壊し、民主化が実現されたのと軌を一にしています。台湾の民主化無くして、新たな太極拳が中国から入ってくることはなかったといっても過言ではありません。この段階の一例として中国から陳正雷などの陳家溝の陳式太極拳が台湾に伝えられました。この陳式は杜毓澤が台湾に伝えた陳延熙系統の陳式太極拳とは異なる套路であり、台湾の太極拳受容が第二段階に入ったことを象徴しています。

当面、陳正雷の陳式太極拳を台湾に普及させている「台灣陳氏太極拳總會」の前身「台灣陳氏太極拳發展協會」（台湾陳氏太極拳發展協會）の創設20周年を記念する「創會20周年特刊」（陳氏太極拳會刊第17期2016.3）の中の「創會理事長謝棟樑」の「開場二十周年感言」は謝自身の陳正雷の陳式太極拳との出会いと同会の発展経緯について語っています。

(<https://www.chentaichi.org.tw/download/20anniversary.pdf>)

それによると、謝は「1994年11月1日から8日まで」「台南で初めて来台した陳正雷の指導を受けた。」。そこでは「陳氏太極拳老架一路」を学んだ。その後、「為了追求太極拳的原始風貌」（太極拳のもともとの姿を追求するため）、1995年9月に鄭州に自ら赴き再び陳に老架一路の指導を仰ぐとともに、老架二路も学んだ。これまで、謝は12回にわたって鄭州や陳家溝に行ったとしています。そして、これまで「陳氏太極拳聯誼會」、「陳氏太極拳台灣聯誼會」、「台灣陳氏太極拳協會」などの名称を使ってきたが、中華民國太極拳總會に加入するため、2004年「台灣陳氏太極拳發展協會」とい

う名称にして内政部に登録したとあります。また、理事長の林麗雲によるとこの「協会」で「陳正雷の陳式太極拳を学ぶ人は当初の「5,60人」から「6,700人」になっており、台湾における陳式太極拳学習者最多（謝棟樑）の会にまで成長したとしています。そして、謝は「陳氏太極拳は伝統文化の国粹」とまで評価しています。

こうした話から分かるように、台湾の太極拳受容の第二段階は太極拳の「原始風貌」（もともとの姿）を追い求めて、中国の「伝統文化の国粹」とまで評価する陳家溝の「陳氏太極拳」を中国から直接受容しているといえるでしょう。付言すると、陳小旺の陳式太極拳も「陳長興太極拳研究發展協會」（陳長興太極拳研究發展協會）という組織によって台湾で普及が進められています。

こうした中国由来の太極拳が受容の時期にかかわりなく、台湾に受け容れられ、台湾の公園でも中国の公園と同じように多くの人が太極拳に親しんでいるのを目の当たりにすると、中台文化の同質性を感じざるを得ません。

6. 太極拳の定義

これは重複になりますが、前述の「焦作市太极拳保护和发展条例」（焦作市太極拳保護及び發展条例）は「第二条」に「本条例所称太极拳，是指形成于焦作市温县陈家沟村，已列入人类非物质文化遗产代表作名录，基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念，以中正圆活为运动特征的传统体育实践。（本条例の称する太極拳とは、焦作市温県陳家溝村で形成され、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に列記された、陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践を指す）とあるように太極拳に対して、「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」という定義を行っています。この定義はユネスコの定義と同様であることを指摘しました。しかし、これは「法令」上の定義であり、太極拳の定義については、議論の途上であり、まだ結論を得るに至っていません。それは太極拳が、「太極」（哲理）という非科学の部分と「拳」（武技）という科学の部分の両者を備えたものであるからだと筆者は考えています。言葉を換えていえば、唯心の非科学と唯物の科学が合体したのが太極拳であるといえるでしょう。それゆえ、とりわけ「太極」という唯心の非科学の部分については、「太極」という存在自体が「心」（脳）の問題で、「拳」とのつながりを科学的に証明できないことがその最大の理由といえるでしょう。ですから、重心の移行などをその「太極」から生じた「陰」「陽」二気で説明することに科学的根拠はありません。「条例」の定義に援用すれば、「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観」が唯心の非科学の部分に相当し、「中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」が唯物の科学の部分に相当するでしょう。筆者は偽科学は否定しますが、非科学を否定する立場には立っていません。なぜならば、人は科学の中だけに生きているわけではなく、非科学も人には時として必要になるからです。つまり、人は科学と非科学の中で生きているのです。この科学と非科学を兼ね備えた太極拳はまさに人が生きている環境そのものであり、さまざまな人に受け容れられた最大の要因がそこにあると考えています。筆者が太極拳を定義すると「『太極』という非科学と『拳』という科学が合体した中国由来の心身運動」となるでしょう。さらに、それを詳しく説明すると「太極拳（術）とは無極（混沌）から生じた陰と陽という二つの気によって宇宙（自然）および小宇宙（人

間）が生成されんとする哲理を理論基盤とし、その陰陽二気の消長循環運動を通じ、心身の調和（身心如一）、自然との融合（天人合一）、知識と行動の統一（知行合一）を目指した、徒手（型）、武器（兵器）、組手（推手・対拳・散手）を備えた総合武術であり、環境との融和の中で自己完結を志向する心身運動でもある。」となるでしょう。

7. おわりに

冒頭に「もとより、言語と同様に、太極拳も「階級性」をもつものではありませんが、政治的に対立するなどの特異な状況の下では、組織や人がそれに意味付けをして、利用する傾向も生まれます。」と指摘しましたが、筆者はかつて日本の太極拳の受容に触れて下記のように指摘したことがあります。

・・・・・・・・・・

日本の太極拳の受容は中国と台湾からの二つのルートがあった。もともと、日本の中華民国に対する侵略によって、十分な国家建設ができない中で、中国共産党が強大になり、国共内戦によって、中華民国政府は台北に遷都し、1949年10月、北京で中華人民共和国の成立が宣言された。いわゆる「二つの中国」の誕生である。この「二つの中国」は日本における太極拳にさまざまな影響を与えた。

（略）

日本においては、1968年1月楊名時師範を招き活動を開始した日本太極拳協会は日中友好運動に尽力した古井喜実を理事長におき、三浦英夫専務理事が実務を担っていたことから分かるように、当時国交のない中華人民共和国を「一つの中国」だと捉えていた。栢木徳二の回想によると、三浦は会の機関紙『太極』2号（1972.7.15）の「北京への道」と題した一文の中で（中国卓球代表団が武道館で親善試合を行った際、同会会員が太極拳の演武を行ったことを受けて）「中国に対して大罪を犯してきた日本人に対して、中国の選手達は何事もなかったような表情で温かい手をさしのべて、日中友好の真実を示してくれた。日中友好と叫び乍ら、通りすぎようとする日本人の群れの中に、私の姿を発見して慄然とする。罪深い日本人より、日本人になりすましている自分の心を省みる事はないのであろうか。太極拳に二つはない。日本太極拳の道は、遥かに北京に通じている。悠々たる歩調で日中友好と世界平和のために前進しよう」と書いている。さらに、1975年の薫風号（1975年5月第八号）の結びでは「旧い支配階級の覇権や侵略の道具として中国の武術が台湾、香港に残存し、日本の中国武術家も武士道、儒教、仏教、動く禅といった覇権思想にならぬ様に、中国国家体育運動委員会と連繋を取り乍ら、前進していくことこそ本協会の精神である」と結んでいる。彼らからすると「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「旧い支配階級の覇権や侵略の道具」であったという評価であり、「太極拳には二つはない」、それは「中国国家体育運動委員会」とともに「前進」することであるとしている。

筆者はこうした贖罪感について、たいへん違和感を持っている。もし、本当に中国を侵略したことに贖罪意識があるとすれば、日中戦争終結後、無数の日本人を安全裏に帰国させた日本の交戦相手国政府の蒋介石をはじめとする国民党政府に対してもそれを感じるべきであり、台湾を50年にわたり植民統治したことにも贖罪意識を向けるべきだと考えている。個人的思想信条はそれぞれ異

なって当然であるが、それがあつた団体を率いて行こうとすると、「政治結社」化する。言ってみれば、当時、日中友好運動の中に太極拳が組み込まれていたものであり、残念ながら、それは日中友好運動の「道具」でもあつたと言える。それゆえに「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「旧い支配階級の覇権や侵略の道具」などという言葉が浴びせられたのである。（拙稿「メディアとしての太極拳」）

・・・・・・・・・・

日本人の排他的特質なののでしょうか、こうしたあからさまの太極拳の政治化とは違って、中国の太極拳の政治利用は中台の文化交流という「オブラート」に包まれた中での「潜移默化」（ひそかに感化する）方式が採られています。そして、「党が全てを指導する」ことから分かるように、本稿で取り上げた太極拳に限らず、あらゆる領域に中国共産党の意志が反映されています。それを習は「中国の特色」といつているのです。中台関係は強大な中国の権威主義と小さな台湾の民主主義の非対称の摩擦が続くでしょう。そうした中で、台湾総統選挙に出馬した3名の候補者の所属党名は「民主進歩黨」（民主進歩党）、「中國國民黨」（中国国民党）、「台灣民眾黨」（台湾民衆党）と異なりますが、いずれも現状維持を志向する台湾住民の安全を中国から守ることを第一の使命としているはずで、この3党の内、中国国民党だけが中国から台湾に入った政党です。同党は清末の同盟会から辛亥革命を経て中華民国を打ち立て、国民革命を推進してきましたが、日本の中国侵略などで、十分にその革命を遂行できませんでした。国民革命軍が正面で戦ってきた日中戦争の中で、中国共産党は力を蓄え、日本の敗戦とともに、武装蜂起し、中華民国政府を駆逐し、中華人民共和國を打ち立てました。中国大陸を失い、台湾に逃れた中国国民党は中国共産党の本質を誰よりも熟知しているはずで、かつては「漢賊不兩立」（漢賊並び立たず）として中国の正統政府を主張していたのが中国国民党です。その歴史経験は中台が対峙する中で中国共産党の本質を知る上で貴重なものです。台湾民衆党は党名の頭に「台湾」があることから分かるように、台湾に特化した政党だといえます。また、独立を綱領に掲げた民主進歩党は台湾において中国国民党と対峙してきた政党であり、その党名に「中国」や「台湾」を冠していません。「民主進歩」に普遍的価値を見出したのでしょう。彼らは中国国民党とは違い、台湾「土着」の政党で、中国共産党と直接衝突した経験がありません。中国国民党も国共合作や国共内戦を体験した世代はすでに去り、台湾で生まれ育った第三世代が中心になっています。当面、中国はナウルとの外交関係樹立など台湾の国際的孤立化を促進するとともに、武力を後ろ盾に、情報（宣伝）に依拠し、経済と文化の両輪を基軸にして統一を実現しようとしています。この中国を支配する中国共産党との関係は台湾にとって最大の課題であり、米国との関係を含めて、この3党は歴史からの教訓を学ぶと同時に、知恵を出し合い協力することが今回の選挙で示された台湾住民の民意に添うことになるでしょう。

こうした政党が並立する台湾の民主制度はわれわれ日本人にとって全く違和感のないものです。さらに、日台の災害時の相互支援、特に東日本大震災時における台湾からの支援は多くの日本人をして感謝させました。民間における日台「友好」関係は発展し続けるといえます。一方、内閣府が2023年9～10月に実施した「外交に関する世論調査」の直近の結果は、中国に「親しみを感じる」「どちらかといえば親しみを感じる」は計12・7%で過去最低となっています。日本人の情緒性が見事に表れているかに見えますが、これは「国」に対してであり、「人」に対してではないでしょう。

周知のように、1972年の日中国交正常化は日本が中華人民共和國を「中国の唯一の合法政府」と

認め、国家関係を樹立し、台湾とは民間の関係に移行させました。巷間「台湾有事」などといわれている現在、日中戦争を通じて、結果として中国に中国共産党による中華人民共和国を樹立させたことに「加担」した日本は、台湾を50年にわたり植民地経営してきた過去も含めて、過去の歴史を省察し、海峡に波風を立たせず、中台関係に「有事」が起らぬよう国家としての外交努力をするべきでしょう。そして、日本という地域に住むわれわれは「親しみ」を「感じる」か「感じない」かは別として、海峡兩岸に住む「人」に想いを馳せ中国と台湾に対して関心をもち続ける必要があるでしょう。筆者はこの海峡兩岸を含む日本を取り巻く国際関係への関心を啓発する目的でも中国由来の太極拳を「利用」しています。これは筆者が嫌悪する太極拳の「政治」利用ではないので、許されるでしょう。そして、これは夢想になりますが、太極拳というメディアを平和のネットワークづくりに活用することができれば、有事を回避できるかも知れません。もとより、太極拳は平和な環境があって、始めて練拳（練心・練身）することができますので、太極拳には平和がよく似合います。中台の太極拳を通じての文化交流も「党が全てを指導する」中国共産党の恣意的政治意志から離れて、海峡兩岸の平和維持と真の「太極一家」を実現するために、「中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」であり、「『太極』という非科学と『拳』という科学が合体した中国由来の心身運動」としての太極拳がしかるべき役割を発揮することを願っています。これは海峡兩岸の中国と台湾でさまざまな太極拳を学び、一個の日本人としてその中国由来の太極拳という文化メディアと40余年にわたり日々「格闘」してきた筆者の「心声」です。

資料)

「焦作市太极拳保护和发展条例」（「焦作市太極拳保護及び發展条例」）中国語原文

焦作市第十四届人民代表大会常务委员会公告

（第三号）

《焦作市太极拳保护和发展条例》已经焦作市第十四届人民代表大会常务委员会第六次会议于2023年9月7日通过，河南省第十四届人民代表大会常务委员会第五次会议于2023年9月28日批准，现予公布，自2023年12月17日起施行。

焦作市人民代表大会常务委员会 2023年10月23日

焦作市太极拳保护和发展条例

（2023年9月7日焦作市第十四届人民代表大会常务委员会第六次会议通过、2023年9月28日河南省第十四届人民代表大会常务委员会第五次会议批准）

第一条 为了保护和发展太极拳，弘扬中华优秀传统文化，推进中国特色社会主义文化建设，根据《中华人民共和国非物质文化遗产法》《河南省非物质文化遗产保护条例》等法律、法规，结合本市实际，制定本条例。

第二条 本市行政区域内太极拳的保护、传承、传播和发展，适用本条例。

本条例未作规定的，适用有关法律、法规的规定。

本条例所称太极拳，是指形成于焦作市温县陈家沟村，已列入人类非物质文化遗产代表作名录，

基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念，以中正圆活为运动特征的传统体育实践。

第三条 太极拳保护的对象包括：

- (一) 太极拳的拳理、拳法、功法、套路；
- (二) 太极拳的拳谱、图谱、传承谱系；
- (三) 与太极拳相关的祖祠、名人故居、碑刻、题刻等建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物；
- (四) 与太极拳相关的传统习俗、民间故事、影音档案、口述史；
- (五) 其他与太极拳相关的需要保护的对象。

第四条 太极拳保护和发展应当坚持中国共产党的领导，遵循政府主导、社会参与、保护为主、合理利用、开放包容、守正创新的原则。

第五条 市、县（市）、区人民政府应当加强对太极拳保护和发展工作的领导，将其纳入国民经济和社会发展规划，建立健全太极拳保护和发展工作协调机制，所需经费列入本级财政预算。

乡镇人民政府、街道办事处应当协助做好本辖区内太极拳保护和发展工作。

第六条 市、县（市）、区人民政府文化和旅游主管部门负责本行政区域内太极拳保护的监督管理工作。

发展改革、教育、民政、财政、人力资源社会保障、自然资源和规划、住房城乡建设、商务、卫生健康、体育、市场监管、外事和侨务等部门在各自职责范围内，做好太极拳保护和发展相关工作。

第七条 鼓励武术协会、太极拳协会按照章程发挥其对太极拳保护的组织和桥梁作用，开展太极拳宣传推广和普及交流活动，促进太极拳的保护和发展。

鼓励单位和个人以捐赠、资助等方式参与太极拳保护和发展工作。

第八条 每年12月17日所在周为焦作市太极拳保护宣传周。

市、县（市）、区人民政府及其有关部门应当利用文化和自然遗产日、全民健身日和本市太极拳保护宣传周等重要时间节点，组织开展太极拳宣传推广活动，提高太极拳保护意识，促进太极拳文化传承。

第九条 市、温县人民政府文化和旅游、体育等部门应当开展太极拳资源调查，建立太极拳档案资料库和数据库，做好太极拳拳法、套路等的收集、整理、阐释工作。

鼓励单位和个人提供太极拳资源线索，将其所有的太极拳相关资料、实物，捐赠或者委托太极拳保护单位收藏、保管、展出。

第十条 市、温县人民政府应当对太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物等划定保护范围，建立专门档案，并采取有效措施予以保护。

任何单位或者个人不得侵占、破坏与太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物等。

第十一条 市、温县人民政府应当加强太极拳文化生态保护区建设，打造太极拳特色村镇、街区，对温县陈家沟村等太极拳实践的核心区域，实行区域性整体保护。

第十二条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当会同相关部门，指导太极拳保护单位和代表性传承人注册商标、申请专利，依法保护其知识产权。

第十三条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当制定太极拳保护发展规划，确定太极拳保护单位。保护单位应当具有太极拳相对完整的资料，具备实施保护发展规划能力和开展传承、展示活动场所及条件。

第十四条 太极拳保护单位享有下列权利：

- (一) 对太极拳进行资源调查和研究；
- (二) 组织开展太极拳培训交流、展示展演等活动；
- (三) 推荐太极拳代表性传承人；
- (四) 按照规定使用太极拳保护和发展专项经费；
- (五) 依法向其他单位或者个人提供太极拳有关产品和服务；
- (六) 其他与太极拳保护和发展相关的权利。

第十五条 太极拳保护单位应当履行下列义务：

- (一) 制定太极拳保护发展计划并组织实施；
- (二) 收集太极拳的实物、资料，并登记、整理、建档；
- (三) 保护与太极拳相关的场所、设施等；
- (四) 开展太极拳宣传推广活动；
- (五) 为太极拳保护传承活动提供必要条件；
- (六) 定期向文化和旅游主管部门报告太极拳保护发展工作及专项经费使用情况；
- (七) 其他与太极拳保护和发展相关的义务。

太极拳保护单位无正当理由不履行前款规定义务的，市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当依法取消其太极拳保护单位资格。

第十六条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当按照公开、公平、公正的原则，认定、公布本级太极拳代表性传承人，并依照相关规定对传承活动进行评估。

第十七条 太极拳代表性传承人享有下列权利：

- (一) 开展太极拳的传授、展示、研究等活动；
- (二) 培养太极拳传承人；
- (三) 按照规定享受代表性传承人补助费；
- (四) 提出太极拳保护和发展工作的意见、建议；
- (五) 其他与太极拳保护和发展相关的权利。

第十八条 太极拳代表性传承人应当履行下列义务：

- (一) 开展太极拳传承活动，培养后继人才；
- (二) 配合文化和旅游、体育等部门进行太极拳的资源调查和数据库建设；
- (三) 参加学习培训、交流研讨、展示展演、公益性宣传等活动；
- (四) 向文化和旅游主管部门报告传承情况，接受文化和旅游主管部门对其传承活动的评估；
- (五) 其他与太极拳保护和发展相关的义务。

第十九条 太极拳代表性传承人有下列情形之一的，由市、温县人民政府文化和旅游主管部门依法取消其代表性传承人资格：

- (一) 丧失中华人民共和国国籍的；
- (二) 采取弄虚作假等不正当手段取得资格的；
- (三) 无正当理由不履行义务，累计两次评估不合格的；
- (四) 违反法律、法规或者违背社会公德，造成重大不良社会影响的；
- (五) 自愿放弃代表性传承人资格的；

(六) 其他应当取消的情形。

第二十条 太极拳保护和发展专项经费，用于下列项目：

- (一) 太极拳资源调查和数字化建设；
- (二) 太极拳文献资料的整理、研究、出版和翻译；
- (三) 与太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹等的维护 and 建设；
- (四) 对太极拳保护单位和代表性传承人的扶持以及人才的培养；
- (五) 太极拳的交流研讨、展示展演、宣传推广以及重大赛事的组织和实施；
- (六) 对太极拳保护和发展有突出贡献的单位和个人的奖励；
- (七) 其他与太极拳保护和发展相关的工作。

第二十一条 市人民政府人力资源社会保障部门应当会同体育、文化和旅游部门，建立健全太极拳人才认定制度，完善人才培养和保障机制，促进太极拳人才队伍建设。

第二十二条 鼓励市、县（市）、区人民政府教育部门将太极拳纳入中小学校体育与健康教学。

鼓励职业院校开展太极拳人才培养。

支持高等院校开展太极拳相关研究，设置太极拳学院（系）、太极拳实验室等教学科研机构，培养太极拳专业人才。

第二十三条 市、县（市）、区人民政府应当设立公益性太极拳传习场所，组织编制简单易学、统一规范的太极拳推广套路，通过政府购买服务、社会资助、公益演出等方式，支持开展太极拳进机关、进企业、进学校、进社区、进农村等活动。

第二十四条 市人民政府应当确定本市太极拳品牌标识。

市、县（市）自然资源和规划、住房城乡建设等部门应当将具有太极拳文化特色的品牌标识和经典性元素等合理应用于公共场所。

第二十五条 市、县（市）、区人民政府应当充分挖掘太极拳文化，完善太极拳文化旅游、传承实践配套设施，推动开发太极拳体验、休闲、研学、寻根等文化旅游项目，促进太极拳文旅文创产业融合发展。

第二十六条 鼓励单位和个人创作体现太极拳元素的文学、美术、书法、音乐、舞蹈、影视、戏剧等文化艺术作品；开发太极拳表演、竞赛、教学品牌，壮大太极拳演艺、游戏、动漫等文创产业，拉长培训、服饰、器械等相关产业链条。

第二十七条 鼓励单位和个人通过互联网平台，开展与太极拳相关的展示展演、线上教学和课程开发等活动，培育发展媒体传播新业态。

第二十八条 市、县（市）、区人民政府应当依托焦作山水、民宿集群等资源优势，发挥太极拳学拳明理、修身养性和强身健体等功能，建设集健康养生和文化遗产等为一体的康养目的地。

第二十九条 市、温县人民政府应当加强太极拳文化交流传播，搭建国际国内太极拳赛事交流平台，定期举办“中国·焦作国际太极拳大赛”以及其他赛事交流活动，推动太极拳发源地影响力持续提升。

第三十条 市、温县人民政府应当加强与其他太极拳传承集中区域所在地同级人民政府的交流协作，建立健全保护区域协作机制，提高太极拳保护传承水平。

第三十一条 市、县（市）、区人民政府文化和旅游等部门及其工作人员有下列行为之一的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 截留、挪用、挤占太极拳保护和发展专项经费的；
- (二) 非法占有、损毁太极拳资料、实物、场所、设施的；
- (三) 在太极拳代表性传承人认定过程中，徇私舞弊、弄虚作假的；
- (四) 其他滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的行为。

第三十二条 违反本条例规定的行为，法律、法规已有法律责任规定的，从其规定。

第三十三条 本条例自2023年12月17日起施行。

(<https://law.pkulaw.com/> 【法宝引证码】CLI10.7242970)